

環境調査・検査業務技術認定の概要

1.目的

本技術認定は、大阪府が発注する環境調査・検査業務の適正な履行を確保するため、当研究所がこれらの業務を受託しようとする分析事業者の技術的適性を認定するものです。

2.認定区分

認定区分は以下のとおりです。

- (1)水質（金属類）
- (2)水質（窒素化合物）
- (3)水質（りん化合物）
- (4)水質（揮発性有機化合物）
- (5)水質（その他）

3.判定方法

大阪府が発注する環境調査や検査業務の受注を希望する分析事業者に同一試料を配付し、提出された分析手順等の内容を確認し、分析結果の信頼性を統計的に判定しました。

4.認定事業者数

区分ごとの認定事業者数は以下のとおりです。

区分	参加事業者数	認定事業者数
1.水質（金属類）	34	26
2.水質（窒素化合物）	33	28
3.水質（りん化合物）	33	28
4.水質（揮発性有機化合物）	34	29
5.水質（その他）	34	29

※ 全区分において認定された事業者は 22 事業者でした。

区分 5.水質（その他）は化学的酸素要求量(COD)で実施しました。

5.認定証の有効期間

認定事業者には認定証を発行します。有効期間は、発行日から 1 年間です。

6.日程

技術的適性の認定は以下の日程で行いました。

- ・平成 26 年 10 月 24 日～平成 26 年 11 月 7 日 : 参加申請の受付
- ・平成 26 年 11 月 14 日 : 共通試料を配付
- ・平成 26 年 11 月 14 日～平成 26 年 12 月 1 日 : 参加事業者から分析結果報告書等
が提出
- ・平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 1 月 30 日 : 提出された報告書等の審査
- ・平成 27 年 2 月 2 日 : 認定証を発行